

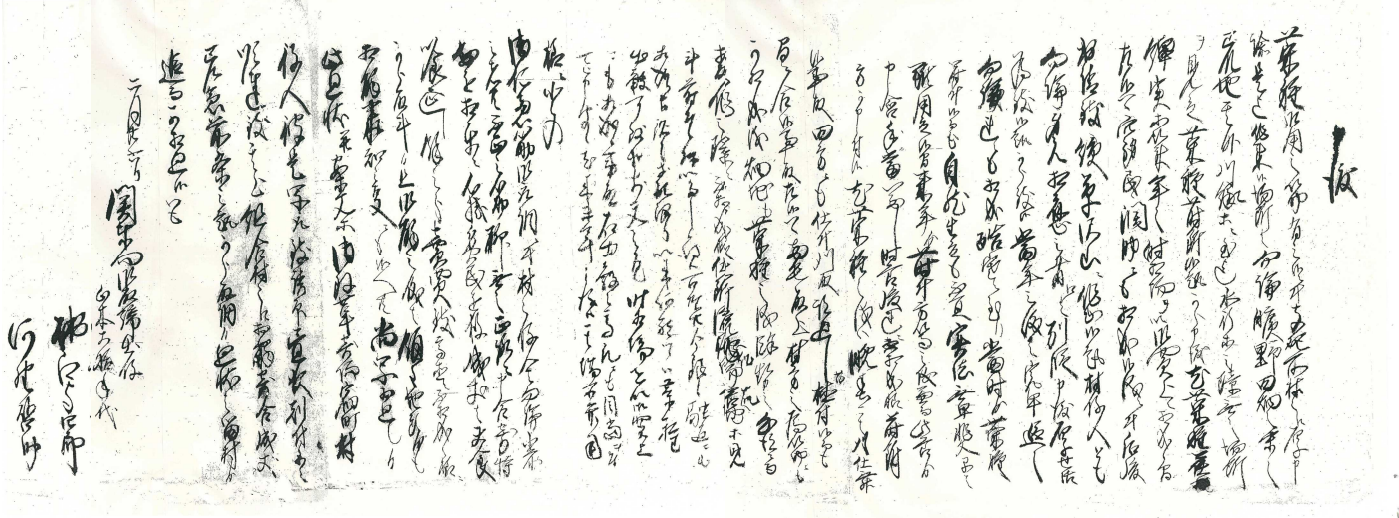
# 郷土の古文書

## その36 菜種栽培奨励ニ付触書

編集・発行：五日市郷土館

あきる野市五日市920-1

発行：令和5年5月2日



### 解説文

申渡

菜種御用之筋有之候ニ付支配所村々江厚申論 是迄作来候場所者勿論曠野田畑之末々荒地其他川縁等ニ至迄水行等之障無之場所ヲ見立菜種時附候趣可被申渡 尤菜種 荏綿実等以来年々時相場ヲ以御買上ニ相成候間左候ハ、窮民潤助ニも相成候儀ニ付 后後出請致 絞草沢山ニ作出候趣村役人とも勿論身元相応之者江著別段申渡 厚世話為致候趣可被致候 当年之儀者最早追々向後連ニも相成 酷寒ニ至リ 当時方菜種時付候而も自然生立も不宜 実法無甲斐品者難用立候間 来年方時付方等之儀兼而此節方申含手当いたし 時節後連ニ不相成様時附方可申付候 尤菜種之儀ハ晩春ニ者刈仕舞候事故田方ニも仕付 刈取跡返し苗植付候而も間ニ合候事故 左候ハ、両毛取上村方之為筋ニも可相成儀 畑地も菜種之儀余勢之心得ニ而麦作之障ニ不相成様仕附 流作場荒地等見斗時付候様いたし候得ハ 百姓共金銀之融通ニも相成候間 銘々支配限り以来何程ツ、ハ菜種出穀可致様 前文之通時相場を以御買上ニも相成候事故 右出穀候高凡ニも目当ヲ付可被申聞候 尤来末年之儀ハ其場所弁 同様ニ登の

御仁恵筋御取調ニ付 村々役人者勿論小前

之者共不正之筋聊無之 正路ニ申合奇特

心を相互ニ心掛貧民を救 成丈者夫食

喰延し 余之分売買致高直ニ不相成候様ニ

可被取斗候 且御触之儀者領主地頭方も

相触承知之事ニも候へ共 尚写相廻し候

此廻状并案文等 御改革寄場宿町村役人

彼是写取 致請印昼夜刻付早々

順達致 其上組合村々江相触寄合成丈

差急 前条之趣可被取調候 廻状者留村方

追而可相廻候 以上

(天保五年)

二月廿六日

関東向御取締出役

山本大膳手代

堀江与四郎

河野啓助

### 口語訳

次の事を申し渡す

菜種御用の筋があるので支配所村々へ丁寧に説明し納得させ、これまで作ってきた場所は勿論、広い野原や田畑の端の荒れた土地、その他川のおち等まで水が流れていない場所を見て菜種を蒔き付けるよう申し渡す。もともと菜種・荏・綿実等はこれより後年々その時の相場で買上げる。そうすれば困窮の民のうるおいの助けにもなるのでこの後精を出して絞草を沢山作ればよいと思ひ、村役人どもは勿論、身元相応しい人へは別に申渡し、厚く世話をして作らせるようにさせること。

今年には時付の時期遅れとなり蒔いたとしても育た

ず、みのらない品は役に立たないので来年より蒔付方等今よりよくわかるよう言い含め、準備して時節おくれの蒔付にならないよう注意して申付けること。もつとも菜種は晩春には刈り取ってしまったため、田の刈り取った跡地を耕し菜を植付けても間に合うので両毛(稲と菜種)収穫できて村人のためにもなるので、畑地も菜種の余勢と心得て麦作の障害にならないように作り、川縁の流作場(江戸時代河川の堤外や湖沼などの附近にあり植付をしても水害を受けやすい田畑)や荒地等見はからい蒔付すれば百姓共金銀の融通にもなるので、それぞれ支配限りこれよりいくらかづつは菜種を出穀致すよう前文の通り御買上げにもなることなので、出穀の高だいたい目安を示して申し聞かせること。もつとも来未年は其場所をよく考えて作付するようにとのお情けをもつて取調べにつき村々役人は勿論、一般の百姓達も少しの不正もなく申しあわせ、互に負担がかかるような事をすすんでする心をもつて、貧しい人を救い、食物をできるだけ長く食いつなぎ、余った分は売買し食物が高くならないよう取りはからうこと。このお触は領主・地頭からも前もって触れられ承知の事と思えるが、尚この触書を写し廻し文案等御改革寄場(ここでは五日市)の宿町村役人があれやこれや写し取つて、請印し、昼夜刻付け(拝見した時間を記す)村順に廻し組合村々へ知らせ、寄り合い出来る限り急いで前文の条々の趣旨を取調べるようにすること。この廻状は最後に受け取った村より廻し返すこと。以上

(天保五年・一八三四)

二月廿六日

関東向御取締出役

山本大膳手代

堀江与四郎

河野啓助

### 解説

油は古くから照明用としておもに社寺・公家が使用した。中世の油は荏・胡麻・木実などが原料で油座が取扱った。江戸時代になると菜種(水油)綿実(白油)が主原料となり撰津・河内・和泉・伊勢がおもな製油地で配給の中心は大坂であった。明和7年(1770)の明和の仕法で江戸への供給量確保と価格の安定のため油の大坂集中をはかった。しかし、江戸地廻経済の発展に伴い在郷町が成長して独占の打破を訴え問屋の力は衰退した。

この古文書によると当地方では天保5年(1834)になつても油菜の蒔付は遅れているようだ。蒔付場所の不足もあり売買する程の菜種も収穫できなかったためであろう。触書を逆上つて見ると享保14年(1729)8月18日の触書にはじめて「油木と申木植立候様に仰渡され」と出てきて役所へ種を取りに来るよう命じている。そして同年10月5日に「先達而申し渡候油菜種相渡すべく候」とあり11日に各村名主一人一つ種を取りに来るよう代官萩原源八郎より発せられている。その後の触書(明和4・5・7年と安永3年・寛政9年・天保5・6・7年)からも油菜栽培の勧めが見えるが、五日市寄場内の村々では、これまであまり油菜栽培の記録は多くない。わずかに伊奈村石川家文書の「歳中日記帳(弘化年間)」に「油菜を畑のくろに植え付けた」と出てくる。また『村明細帳』の文政11年(1828)5月の五日市村の項に「油絞百姓重兵衛・百姓代安兵衛」が記されている。重兵衛はその後も油屋を続けているが安兵衛の名は見えない。五日市上宿の油屋重兵衛については文政3年「油之通」によると江戸本町山崎屋五兵衛より水油一樽を買い五合づつ注文先へ駄賃を取つて下男などに配達させている。そして天保14年7月の五

日市村寄場内の村々の「農間渡世向名前書上帳」を見ると水油売渡世が五日市村十兵衛・伊奈村佐吉・下草花村政右衛門の三人で油絞り渡世は下草花の利兵衛だけであった。その後天保14年11月15日の「油絞稼人名前書上帳」には上草花村・瀬戸岡村・小川村・野辺村・中平井村に各一人宛増えて計9名を書き出し「但、菜種五日市村取集江戸四ツ谷通り陸附積り」とある事から稼人は菜種を取り集めほとんどを積み出したと推測する。そして、翌12月24日には菜種納方御免願を青梅組合と共に差出している。天保年間の重兵衛の日記には、油絞りを本格的にしようとして、近隣上平井村へ度々油木の木を見に行つて買い、油絞り機を拵えているがあまり長く使っていないようである。そのうち今井村(青梅)の百姓が水油を運び込んだことが書かれている。

重兵衛は自らの事をあぶらや重兵衛と帳面などに書くようになるのは文政12年で油絞りより水油を仕入れて売る油商売が主だったようだ。

近代になると油の需要は一層増えて、手絞り・水車絞りから電動の油絞り機が使われて、比較的耕地の広い下流域の農家は原の畑や田ん圃の裏作として菜種を蒔き油を取って自家用にしていたようだ。昭和40年代前半には、近村では羽村にまだあった油絞り屋に頼んで油にしている家もあったが、それもまもなく下火になった。

参考文献 日本史用語辞典

(1992年7月10日第4刷発行 柏書房)